

**和歌山県プロフェッショナル人材戦略拠点副業・兼業トライアル業務
(広告費用免除タイプ)
仕様書**

1 適用範囲

本仕様書は、公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という。）が発注する「和歌山県プロフェッショナル人材戦略拠点副業・兼業トライアル業務（広告費用免除タイプ）」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めたものである。

2 目的

本業務は、副業・兼業人材の活用事例創出及びPRを行うことで、オープンイノベーションの有効な手段とされる副業・兼業を県内企業に普及させ、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 副業・兼業人材を活用して課題解決を実現しようとする企業（以下「トライアル企業」という。）について、30件程度、次のサポート業務を行うこと。

①求人票作成サポート

トライアル企業に対してヒアリングを実施し、経営課題の解決のために必要なスキル経験を有する副業・兼業人材像の絞込みに関する助言をはじめ求人票の作成を支援する。

②求人広告掲載

和歌山県専用の求人広告ページを作成し、求人広告を掲載する。

応募状況に応じ、求める能力を有する応募者の確保に必要な支援を行う。

③面談サポート

求人に対する応募者との面談開催についてトライアル企業に対して必要な調整や助言を行う。

④契約サポート

採用合意に至った場合、トライアル企業に対して契約書作成についての助言を行う。

⑤その他

その他、経営課題の解決のための副業・兼業人材活用に必要なサポートを行う。

(2) 経営課題解決の手法として副業・兼業人材の活用意欲を企業に喚起促進するために、効果的なセミナーの開催及び効果的な説明資料となる課題解決に成功した活用事例の提供、その他県内企業に副業・兼業人材の活用を促進する企画を実行する。

(3) 本業務期間中、受託者は財団の職員に対して適切な助言を与えるとともに、財団の疑問点の回答又は必要な資料等を求めた場合、迅速に対応し回答、資料提供等を行うこと。

5 助言等

本業務期間中、受託者は財団の職員に対して適切な助言を与えるとともに、財団の疑問点の回答又

は必要な資料等を求めた場合、迅速に対応し回答、資料提供等を行うこと。

6 再委託の制限

受託者は、財団の承認を受けずに本業務を再委託してはならないこととし、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の業務内容及び再委託先の概要、体制について事前に財団と協議し、承認を得なければならない。

7 報告書の提出

本業務の成果及び課題、2件程度の個別企業ごとの事例レポート並びに副業・兼業人材の活用に対するトライアル企業へのアンケート結果等を取りまとめた実績報告書を作成し、令和7年3月31日までに財団に提出すること。

8 経費

- (1) 本業務の実施に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、財団は契約金額以外の費用を負担しない。
- (2) 受託者は、トライアル企業に対して広告費、ウェブサイト利用料、副業・兼業人材の採用後に発生する利用料、その他のサポート費用等副業・兼業人材の採用に要した一切の費用（トライアル企業が副業・兼業人材に支払う報酬等は除く。）の負担を求めない。

9 業務体制

- (1) 本業務を円滑に進めるため、受託者は本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。
- (2) 必ず責任者を置くこと。

10 受託者の責務

- (1) 業務の遂行に当たっては、あらかじめ財団と十分協議を行うこと。
- (2) 受託者の責務において、業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- (3) 受託者は常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (4) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (5) 業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

11 その他

受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、必ず財団と協議すること。